# 不燃材料の取り扱いについて

SOLEITA®

## ■概要

本説明書は弊社より販売しているソレイタ®、ソレイタDメディア™を取り扱われる方を対象とした、不燃材料認定品に関する使用説明書です。

弊社にて取得した防火材料の認定品は建築基準法第2 条の 9 及び同法施行令第 108 条の 2 （不燃材料）の規定に適合するものと認められた製品です。

## ■使用用途

1. 建築基準法第35条の2及び同法施行令第128条の3の2以降の特殊建築物等の内装に規定されている一定の特殊建築物及び一定規模以上の建築物の壁面及び天井の仕上げに関しては、建築物の部分に応じて準不燃材料又は難燃材料以上の性能を有した材料を使用しなければならないとされています。本製品は不燃材に仕上げる際に使用する製品です。

2. 屋外は「防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔、その他これらに関する工作物で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さ3mを越えるものは、その主要部分を不燃材料で造る、または覆わなければならない」と建築基準法第66条で定められています。

3. 屋内は、内装制限により規定されている場所で、対象建築物は建築基準法施行例にて規定されています。内装制限の適用対象は壁面と天井で、フィルムの使用面積が、屋内の壁・天井それぞれで1/10以上を占める場合、不燃材料を使う必要があります。

※建築物や施工状況により条件が異なる場合がありますので、不明な場合は建築主事にご確認ください。

## ■不燃材料の認定を受けた製品番号と組み合わせ

下記表1、2に示すとおりの弊社製品及び組み合わせにおいて、不燃材料の認定を受けており、認定書が交付されています。

表1　ソレイタ®不燃fr　認定番号

| 製品番号 | 認定番号 |
|---|---|
| ソレイタ®不燃fr　FSA-313fr | NM-2604 |

表2　ソレイタDメディア™ 組み合わせ認定番号

| 製品番号 | | 認定番号 | |
|---|---|---|---|
| ソレイタDメディア™<br>デジタルプリンティング<br>フィルム | ソレイタDメディア™<br>オーバーラミネーティング<br>フィルム | 下地<br>（金属板）※1 | 下地<br>（ソレイタ®不燃fr<br>FSA-313fr） |
| FD-M5002G | FD-L5002G<br>FD-L5002M | NM-4908 | NM-4358 |
| FD-M5004G<br>FD-M5004M<br>FD-M5004G(A)<br>FD-M3003G<br>FD-M3003G(A) | FD-L3003G(F)　FD-L3003M(F)<br>FD-L3003G(P)　FD-L3003M(P)<br>FD-L3003M(AV) | NM-5083-1 | - |

※1　下地（金属板）は平成12年5月30日建設省告示第1400号「不燃材料を定める件」に記載の（鉄鋼、金属板）で化粧が施されていないものに限ります。（アルミ板を除く）

※2　認定対象となるインクジェットシステム及びインク（詳細はお問い合わせください）
NM-4358、NM-4908：溶剤系インク、ラテックスインク
NM-5083-1　　：溶剤系インク、ラテックスインク（エプソン社製、日本HP社製、ミマキエンジリング社製、ローランド.ディ.ジー社製）

※3　ソレイタ®不燃frと各社フィルムとの組み合わせについては、各メーカーにお問い合わせください。

## ■不燃材料ラベルの取り扱い

防火材料として不燃認定を受けた製品及び組み合わせにおいて施工された場合に限り、依頼に応じて物件毎に不燃材料ラベルを弊社より交付いたします。（ソレイタ®不燃fr　FSA-313fr単体での材料ラベルの交付はありません）

認定条件を満たさない材料を使用した場合や、認定条件を満たさない施工がなされた場合などは施工物件に関するトラブル等への一切の責任を負いません。また、不燃材料ラベルは弊社が作成・交付したものであり、法的効力は有しておりませんので、予めご了承ください。

## ■不燃材料ラベル交付までの手続き方法

1. 申請者にて「不燃材料ラベル発行依頼書」をご記入ください。
2. 弊社販売店へご連絡ください。
3. 弊社販売店より弊社SD営業部へ発送もしくは FAX送信（089-968-1918）をお願いいたします。
4. 弊社にて記載事項を確認いたします。
5. 認定条件を満たすと判断した場合、弊社より送付先へ不燃材料ラベルを発送いたします。

※記入漏れ、認定条件を満たさない依頼書は販売店宛にご連絡いたします。また、依頼内容に不備がある場合は、その訂正及び加筆の為に不燃材料ラベルの交付が遅れますので予めご了承ください。

## ■不燃材料ラベルの表示について

・不燃材料ラベルは「証明書発行依頼書」に記載された申請者もしくは施工管理者が認定条件を十分に理解し、申請者もしくは施工管理者の責任において、不燃材料ラベルを表示してください。
・不燃材料ラベルの表示は1区画（1室）1枚とし、天井と壁は別区画となります。
屋外広告等の場合は1区画（1面）当たり1枚とし、貼る位置は任意となります。

## ■その他

・ご不明な点・ご質問などありましたら、弊社営業担当にお問い合わせください。
・この使用説明書の著作権は当社に属します。よって、無断で複写・複製、引用、公開などを禁止します。
・記載内容は、予告なく変更することがありますので、予めご了承ください。

PLASTICS & BUILD MATERIALS
FUJITA Industry 藤田産業株式会社
FUJITA INDUSTRY co.,Ltd.

初版　2020年 3月発行
第1.2版　2020年10月発行